1999年7月26日

静岡県教育委員会青少年課長様

静岡市の図書館をよくする会　会長　加藤一夫

『タイ買春読本・全面改訂版』が有害図書指定された件について（質問書）

　日頃は、青少年のための良好な環境づくりにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

「静岡市の図書館をよくする会」は、静岡市内で図書館づくり運動にかかわっている市民団体の集まりです。『静岡市民の図書館基本構想・第一次試案』、『同・第二次試案』、『静岡市立図書館への「タイ買春読本」廃棄要求問題資料集―「知る権利」と「図書館の自由」を考える―』の三冊は、私達が行ってきた活動の一部をまとめたものです。

私達はこれらの本で、図書館が市民の知る自由を実現するための機関であることを主張してまいりました。静岡県立中央図書館・静岡市立中央図書館をはじめ、県内のほとんどの図書館が加盟する社団法人日本図書館協会は、「図書館の自由に関する宣言」において“図書館は資料収集・提供の自由を有する”“図書館はあらゆる検閲に反対する”としています。私達は、この宣言が市民の知る自由を守ろうとする図書館の強い意志を表したものと考え、支持しています。

　本状に同封した『静岡市立図書館への「タイ買春読本」廃棄要求問題資料集―「知る権利」と「図書館の自由」を考える―』にもありますとおり、１９９５年、静岡市立中央図書館の所蔵する『タイ買春読本・全面改訂版』について、静岡市内の市民団体が廃棄要求運動を行いました。これに対し、静岡市立中央図書館は、市民の「知る権利」を守る立場から、「図書館の自由に関する宣言」に照らし、廃棄や利用制限には応じられないとしました。収集の経緯については、この本が初版の出版に対する市民団体の抗議の記録を含むものであることから「対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する」という館の方針に従って収集したものであることを明らかにしました。私達は、「図書館の自由に関する宣言」を支持するのと同じ理由で、こうした静岡市立図書館の方針を、市民の立場から支持してまいりました。

　私達の以上のような活動についてご理解くだされば、『タイ買春読本・全面改訂版』について、静岡県青少年環境整備審議会が「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」（以下、条例）にもとづき、静岡県知事に対し有害図書指定を答申したと新聞報道されたときの私達の驚きも、お察しいただけるでしょう。子どもの読書環境には大きな関心をもち続け、その改善に努力してきた団体として、私達は、貴職をはじめ静岡県のご尽力に心より敬意を払うものです。

しかし、残念ながら、今回の答申につきましては、私達が追求してまいりました「図書館の自由」や「市民の知る自由」と抵触するのではないかとの疑念を拭いきれません。

そこで、こうした疑念を晴らすため、下記のことについてお伺いいたします。お忙しいこととは存じますが、８月6日までに文書によるご回答をいただけますよう、お願い申しあげます。

１　この本の有害図書指定は、図書館の蔵書に関わる指定であることを考慮のうえで、審議会に諮問をされましたか。また、この本に関して、市民の「知る権利」及び「図書館の自由」と関わる以上のような経緯があることをご存知でしたか。

２　この本は現在絶版であり、図書館以外での入手は困難であることをご存知でしたか。

３　一般の書店で流通しておらず、県内で確かに利用できるのは静岡市立中央図書館所蔵の１冊のみというこの本を、有害と指定することで“青少年のための良好な環境整備”にどのような効果があるとお考えですか。効果的とお考えの場合は、その理由をお教えいただけますか。

４　日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」について、どうお考えですか。この宣言は、青少年にとって良好な環境を整備することと矛盾するものと思われますか。

５　有害図書指定に関する条例や指定図書・審議内容を、一般の県民が検討したり学習したりするためには、対象となった図書を参照しなければなりません。その場合、一般の県民は、そうした図書をどこからどのように入手するのが適当だとお考えになりますか。

A　図書館はそうした入手手段の一つとは考えられませんか。

B　青少年自身には、こうした検討・学習に参加する資格がないとお考えですか。

６　仮に図書館で有害図書規制を行うことが必要になった場合、可能な限り市民の知る自由を守る図書館の立場からは、条例により　＊小学生以上かどうか　＊１８歳未満であるかどうか　＊未婚か既婚か、の確認をする必要が生じますが、それは同時にプライバシー侵害の危険をも生じさせます。こうした問題にどのように対処すべきだとお考えになりますか。

A　図書館において、この本の利用希望者から上記のような条件に該当しない旨の本人の申告があれば、図書館による証明書等の確認は不要と考えて差し支えないでしょうか。

７　以上のような点を考慮に入れたうえで、あらためて、この本の指定について、審議をやり直す必要があるとはお考えになりませんか。

（８以下の質問は、今回の指定がどのような経緯で、どのような根拠にもとづいて行われたかを確認させていただくためのものです。ご面倒ですが、１～７の質問に続けてお答えいただければ幸いです。）

８　この本を「静岡県青少年のため良好な環境整備に関する条例」（以下、条例）の対象として審議会に諮問すると決定した経緯と、諮問する基準をご説明ください。

９　この本どの部分が、条例のどの部分によって有害だと判定されましたか。

A　判定は個別箇所によるのですか、全体の文脈によるのですか。

B　すべての読者が一律にそのように反応すると認定したのですか、あるいはたとえ一部でもそのような反応をする者がいるなら、全員を規制すべきだとの考えによるのですか。

10　条例第9条には、"---図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴若しくは残虐性を助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に観覧させ、又は閲覧させ、視聴させることがその健全な育成を阻害すると、認めるときは（略）有害な図書類として指定する事ができる"、とあります。この条文の次の用語について、明文化された定義がありますか。

A　著しく（類似の他の図書類との差異の判定基準）

B　性的感情を刺激し（刺激さるか否かの判定基準。具体的な内容の定義。）

C　粗暴性（具体的な内容の定義・基準。）

D　残虐性（具体的な内容の定義・基準。）

E　道義心（具体的な内容の定義・基準

特に道義心の内容は、思想・信条・生活習慣・宗教などによって大きく異なります。それを一律規制することに対する問題を、どう回避していると考えているか、またその方策として何をされているのか、具体的にお答え下さい。

11　この条例は青少年に対する販売・貸し付け・閲覧などを禁止しています。従って、青少年を特定しなければ規制できません。

A　この特定および規制は、この条例が対象とするところで、今までどのように実行されてきましたか。

B　どのように特定および規制するのが適当だと指導されてきましたか。

C　この特定および規制が、条例第2条にある、“この条例を適用するに当たっては、県民の権利及び自由を不当に制限しないよう留意しなければならない”という箇所に抵触しないよう、どのような配慮または指導をされてきましたか。

12　この指定による規制の対象に公共図書館は含まれていますか。いるとすればどの条文のどういう解釈に依るのでしょうか。

13　条例第11条によれば、“指定をした理由が無くなったと認めるときは、これを取り消すことができる”とあり、また第19条によれば、“何人も（略）取り消しをすることが適当であると認めるときには、知事に対し、その旨を要請することができる”とあります。指定取り消し申請が出された場合、どのような手続き・審査によって取り消すか否か判定されますか。その時の手続きおよび判定基準が明文化されていたらお示しください。

14　この質問に対する回答や審議会議事録の内容について、あるいは有害図書指定条例について、広く県民が参照して討議できるよう、また県の決定について情報公開がすみやかに行われるよう、審議会議事録と審議の対象となった図書資料を、県立図書館および県民サービスセンターに置いて公開する可能性はありますか。

この問題に関しては、今後も市民の間で討論をしていきたいと思いますので、その節はぜひ討議にご参加くださいますようお願い申しあげます。